

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発 行 日 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次	ペー ジ
条 例	
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選 任された監査委員の報酬の特例に関する条例	6
◎予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を 定める条例	6
◎知事等及び職員の給料等の特例に関する条例	7
◎高知県税条例の一部を改正する条例	7
◎高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正 する条例	8
◎高知県統計調査条例等の一部を改正する条例	19
◎高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する 条例	19
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	20
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正す る条例	21
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する 条例	22
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正す る条例	22
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	22
◎高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	22
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例	22
◎高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改 正する条例	23
◎高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	23
◎高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一 部を改正する条例	23
◎高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条 例	23
◎高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	24
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	24

◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正す る条例	24
◎高知県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正す る条例	24
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	24
◎高知県家畜保健衛生所条例及び高知県収入証紙条例の 一部を改正する条例	24
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改 正する条例	28
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	28
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例	28
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	30
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	30
◎高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業 用水道条例の一部を改正する条例	30
◎公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	31
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	31
◎高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例	31
◎警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	32
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正 する条例	32
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	32
◎高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例 を廃止する条例	36

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(高知県条例第1号)

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成24年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。)の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(平成23年高知県条例第21号)は、廃止すること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例(高知県条例第2号)

1 条例制定の目的

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)が一部改正されたことを考慮し、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とすること。(第2条)

(2) 政令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当す

る額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とすること。(第3条)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆知事等及び職員の給料等の特例に関する条例(高知県条例第3号)

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額並びに一部の職員の管理職手当の月額を平成24年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間において、(1)及び(2)の給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。)の規定による額とすること。(第1条)

区分	知事等の条例の給料月額(平成24年4月1日時点)	減額後の給料月額()は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

(2) 管理職手当の支給を受ける職員のうち、人事委員会規則で定める期末手当及び勤勉手当における管理職加算の割合が100分の20である職員の管理職手当の月額について、当該額に100分の10を乗じて得た額を減額すること。(第2条)

3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第4号)

1 条例改正の目的

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第115号)等の施行により地方税法(昭和25年法律第226号)が一部改正されたこと及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税法の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)が施行されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税及び県たばこ税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 個人の県民税

ア 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとする。 (付則第9条の2の2)

イ 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率(本則 1,000円)に500円を加算した額とすること。 (付則第9条の2の3)

ウ 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止すること。 (付則第10条)

(2) 不動産取得税

ア 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの(以下「被災農用地」という。)の平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該被災農用地の代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに終わったときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。 (付則第21条第3項)

イ 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。 (付則第21条第6項)

ウ 平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域であって同年3月12日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域は、同月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなして、イの特例措置を適用すること。 (附則第6項)

(3) 県たばこ税

ア 税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき644円引き下げること。 (第90条の4)

イ 旧三級品の紙巻きたばこに係る税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき305円引き下げること。 (付則第21条の2)

(4) 知事が高知県税条例及び高知県税規則に基づき行う不利処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)の規定に基づき理由を示すこととする。 (第6条の2)

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(1)のウ及び(4)は平成25年1月1日から、(3)は同年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第5号)

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、自然公園法(昭和32年法律第161号)等に基づく事

務を協議の調った市町村が処理することができるようにするとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行による家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)等の一部改正等に伴い市町村に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行することとした。

◆高知県統計調査条例等の一部を改正する条例(高知県条例第6号)

1 条例改正の目的

民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行による民法(明治29年法律第89号)の一部改正により家庭裁判所が法人を未成年後見人として選任することができることとなることに伴い、民法等の一部を改正する法律の施行により屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)が一部改正されること等を考慮し、未成年者の法定代理人が法人である場合の規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(高知県条例第7号)

1 条例改正の目的

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第116号)の一部改正により国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の読替規定が一部改正されたことに伴い、平成24年度から平成26年度までの間における老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例に係る規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第8号)

1 条例改正の目的

高知県収入証紙による納付とするため野犬等並びに負傷した犬及び猫の返還に係る費用を手数料として位置付けるとともに、所有者からの犬及び猫の引取りに係る手数料を新たに徴収することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条及び附則第2項の規定は平成24年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行することとした。

◆高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(高知県条例第9号)

1 条例改正の目的

県として必要な介護福祉士及び社会福祉士の確保を促進するため、国が定めた貸付制度に基づき、修学資金の額、返還期間、返還の免除要件等を見直す等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第10号)

1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号)の一部改正に伴い、財

政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を平成26年度まで延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

所要経費の見直し等により、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務手数料の額を引き下げることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知に基づき、精算手続等を行うため、基金の設置期間を9月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知に基づき、精算手続等を行うため、基金の設置期間を9月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正を考慮し、高知県立療育福祉センターの業務に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等を考慮し、高知県障害者介護給付費等不服審査会において障害児通所給付費等不服審査会の業務を行うこととし、併せて高知県障害者介護給付費等不服審査会が取り扱う審査請求の事件として市町村が行う障害者自立支援法に基づく地域相談支援給付費等の相談支援給付決定に係る処分及び児童福祉法に

基づく障害児通所給付費等の通所給付決定に係る処分を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

国の平成23年度一般会計第4次補正予算が成立し、障害者自立支援対策臨時特例交付金が追加して交付されること等が確定したことに伴い、基金の設置期間を1年9月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

事業の実施期限の延長について国の承認が得られたことに伴い、基金の設置期間を3月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が追加して交付され、事業の実施期間が延長されたことに伴い、基金の設置期間を3年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

雇用情勢が厳しい中で離職者の再就職に当たり職業訓練の受講機会を広げるため、高知県立高知高等技術学校に普通課程の介護福祉士養成科を設定するとともに、当該介護福祉士養成科に入校しようとする者からは入校手数料等を徴収しないこととする事とした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

緊急雇用創出事業臨時特例交付金が追加して交付され、一部の事業について実施期間

の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

ふるさと雇用再生特別基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を6月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格による格付に係る製造業者等の認定等の事務を民間の登録認定機関が安定して行うことができる状況になったことを考慮し、当該事務に係る手数料の規定を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県家畜保健衛生所条例及び高知県収入証紙条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

納入義務者の利便性等を考慮し、納入金額が高額となる等の使用料及び手数料について、証紙による収入の方法による徴収に加え、納入通知書により徴収することができることとするとともに、高知県家畜保健衛生所が交付する家畜に関する証明書に係る手数料並びに高知県立都市公園の使用料及び占用料の徴収を証紙による収入の方法によらないこととする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったこと等に伴い、基金の設置期間を3年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

利用者の要望等を踏まえ、高知県立春野総合運動公園多目的広場及び高知県立土佐西南大規模公園多目的芝生広場のパークゴルフ場について年間利用に係る料金を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の

一部改正等に伴い公営住宅の入居者資格に関する規定の整備をするとともに、入居者の選考を公開抽選によることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

適切な受益者負担を考慮し、県の管理に属する港湾施設のうち工作物の設置に伴う野積場等の占用料の額を引き下げることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年5月1日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）による子ども手当の支給が平成24年3月分をもって終了すること等を考慮し、高知県給与等集中管理特別会計の設置の目的について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

工業用水道事業の用に供する施設として、新たに香南市に香南工業用水道を設置し、経営することとし、併せてその使用者から料金を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年7月1日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行によるへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正に伴い、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等の指定に係る規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正等に伴い、認定こども園の認定の要件に関する規定の追加等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正に伴い、高知県立図書館協議会の委員の任命の基準に関する規定を追加すること

とした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域において行う作業に従事する場合の特殊勤務手当の特例を定めることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年12月7日から適用することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

運転免許等に関する手数料の基準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）が一部改正されること等を考慮し、運転免許等に係る手数料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（高知県条例第37号）

1 条例の廃止

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）の施行による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）の一部改正に伴い、10ヘクタール以上の風致地区のうち2以上の市町村の区域にわたるもの以外のものに係る条例の制定権限が市町村に移譲されること等を考慮し、高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成23年高知県条例第21号）は、廃止する。

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定により、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（対象となる出資法人）

第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

（対象となる債務負担法人）

第3条 政令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とす

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例

(知事等の給料の特例)

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間(次条において「特例期間」という。)における給料の月額、知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の7、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあつては100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「職員の条例」という。)第9条第1項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下この条において「警察職員の条例」という。)第9条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員のうち、職員の条例第21条第5項(職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は警察職員の条例第21条第5項(警察職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員で、職員の条例第21条第5項又は警察職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める給料月額に乘ずる割合が100分の20であるものに係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎管理職手当月額」という。)からその額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第53条第47項」を「第53条第46項」に、「第72条の49第7項及

び第11項」を「第72条の48の2第8項及び第12項」に改め、同項第6号中「第72条の49第2項及び第5項」を「第72条の48の2第2項及び第6項」に改め、同項第7号中「第72条の49第6項ただし書」を「第72条の48の2第7項ただし書」に改め、同項第8号中「第72条の49第7項」を「第72条の48の2第8項」に改める。

第6条の2第1項中「及び第3章」を「(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)」に改める。

第49条の2第1項中「第66条の4第15項第1号」を「第66条の4第17項第1号」に改める。

第49条の3第1項中「同条第16項第1号」を「同条第18項第1号」に改める。

第62条の2第1項中「第66条の4第15項第1号」を「第66条の4第17項第1号」に改める。

第62条の3第1項中「同条第16項第1号」を「同条第18項第1号」に改める。

第65条の3第3項中「第72条の49の8から第72条の49の10まで」を「第72条の49の12から第72条の49の14まで」に改める。

第65条の4第1項中「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第67条第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項、第7項又は第10項」を「第72条の49の12第6項、第7項又は第10項」に改める。

第70条第1項第3号中「事情があるもの」を「事情がある者」に改め、同条第2項第1号中「補てんされるべき」を「補填されるべき」に、「第72条の49の8第1項から第5項まで」を「第72条の49の12第1項から第5項まで」に改める。

第90条の4中「1,504円」を「860円」に改める。

第179条第1項中「において読み替えて知事」を「の規定によって知事」に、「第383条において読み替えて」を「第383条の規定によって」に改める。

付則第9条の2の2の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。次項において「震災特例法」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第9条及び前条の規定の適用については、付則第9条第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする。付則第9条の2の2の次に次の1条を加える。

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例)

第9条の2の3 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)第2条第1項の規定により、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

付則第10条を次のように改める。

第10条 削除

付則第21条第4項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第31条第4項」を「附則第31条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第31条第3項」を「附則第31条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

付則第21条に次の1項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

付則第21条の2中「716円」を「411円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条の2第1項、第65条の3第3項、第65条の4第1項、第67条及び第70条の改正規定並びに付則第10条の改正規定並びに附則第3項及び第4項 平成25年1月1日

(2) 第90条の4の改正規定及び付則第21条の2の改正規定並びに附則第7項 平成25年4月1日

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）付則第21条第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

（高知県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

3 新条例第6条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の高知県税条例（次項において「旧条例」という。）第6条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

4 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第45条の2に規定する退職手

当等をいう。）に係る旧条例付則第10条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 新条例付則第21条第3項の規定は、平成23年3月11日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

6 平成23年4月21日における新条例付則第21条第4項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年3月12日において地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、新条例付則第21条第6項の規定の適用については、同月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表17の項及び18の項を次のように改める。

<p>17 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付（イ及びウに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 法第79条第2項の規定によりその例によることとされる法第68条第1項の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付</p> <p>ウ 法第79条第2項の規定によりその例によることとされる法第68条第3項の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付</p>	<p>室戸市、香美市、東洋町、いの町、仁淀川町</p> <p>高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、安田町、馬路村、大豊町、いの町、仁淀川町</p> <p>高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、奈半利町、安田町、北川</p>
--	--

<p>エ 法第79条第2項の規定によりその例によることとされる法第68条第1項の規定による協議 オ 法第79条第2項の規定によりその例によることとされる法第68条第3項の規定による通知の受理</p>	<p>村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、いの町、仁淀川町、越知町、四万十町、黒潮町、土佐町、構原町、津野町 宿毛市、田野町、土佐町、構原町、津野町</p>	<p>サ 政令第4条第6項前段の規定によるイ及びクに係る報告</p>	<p>主たる事務所又は店舗が所在する各市町村</p>
		<p>第2条の表22の項を次のように改める。</p>	
		<p>22 地方自治法に基づく事務のうち、同法第9条の5の規定による新たに生じた土地に係る届出の受理及び告示</p>	<p>各市町村</p>
		<p>第2条の表24の項を次のように改める。</p>	
<p>18 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）、家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）及び家庭用品品質表示法施行規則（昭和37年通商産業省令第106号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が1の町村の区域内のみにある者に限る。）に対する指示 イ 法第4条第1項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が2以上の市町村の区域内にある者に限る。）に対する指示 ウ 法第10条第1項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が1の町村の区域内のみにある者に限る。）に関する申出の受理 エ 法第10条第1項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が2以上の市町村の区域内にある者に限る。）に関する申出の受理 オ 法第10条第2項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が1の町村の区域内のみにある者に限る。）に対する調査 カ 法第10条第2項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が2以上の市町村の区域内にある者に限る。）に対する調査 キ 法第19条第2項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が1の町村の区域内のみにある者に限る。）からの報告の徴収 ク 法第19条第2項の規定に基づく販売業者（その主たる事務所及び店舗が2以上の市町村の区域内にある者に限る。）からの報告の徴収 ケ 法第19条第2項の規定に基づく販売業者に対する立入検査 コ 政令第4条第6項前段の規定によるア、キ及びケに係る報告（省令第4条第2項の規定による報告を含む。）</p>	<p>各町村 主たる事務所又は店舗が所在する各市町村 各町村 主たる事務所又は店舗が所在する各市町村 各町村 主たる事務所又は店舗が所在する各市町村 各町村 主たる事務所又は店舗が所在する各市町村 各町村 各町村</p>	<p>24 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による農地の転用（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用又は2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の許可 イ 法第4条第3項の規定によるアの許可に係る高知県農業会議の意見の聴取 ウ 法第4条第4項の規定に基づくアの許可への条件の付加 エ 法第4条第5項の規定による農地の転用（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用又は2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の協議 オ 法第4条第6項において準用する同条第3項の規定によるエの協議に係る高知県農業会議の意見の聴取 カ 法第49条第1項の規定に基づくアの許可に係る立入調査等 キ 法第49条第3項の規定に基づくカの立入調査等に係る通知等 ク 法第49条第5項の規定によるカの立入調査等に係る損失の補償 ケ 法第50条の規定に基づく報告の徴収（アからクまで及びコからスまでに掲げるそれぞれの事務を行うため必要がある場合に限る。） コ 法第51条第1項の規定に基づくアの許可に係る違反転用に対する処分 サ 法第51条第2項の規定によるコの違反転用に対する処分に係る命令書の交付 シ 法第51条第3項の規定に基づくアの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告 ス 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくシの原状回復等の措置に要した費用の徴収</p>	<p>佐川町、構原町</p>
		<p>第2条の表中</p>	

28 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務ア 薬局に関する事務

(ア) 法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可（省令第1条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(イ) 法第4条第2項の規定による(ア)の許可の更新

(ウ) 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の当該薬局以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可

(エ) 法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理

(オ) 法第8条の2第2項の規定による薬局開設者からの(エ)の報告事項の変更の報告の受理

(カ) 法第8条の2第4項の規定に基づく(エ)及び(オ)の報告の内容の確認のための官公署への情報の提供の求め

(キ) 法第10条の規定による薬局開設者からの薬局の休業等届出の受理（省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(ク) 法第68条の10の規定に基づく薬局の管理者等に対する記録等の事務に関する指導及び助言

(ケ) 法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者に対する報告の徴収又は立入検査等

(コ) 法第70条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する医薬品の廃棄、回収等の措置命令

(サ) 法第72条第4項の規定に基づく薬局開設者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令

(シ) 法第72条の2第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の体制の整備命令

(ス) 法第72条の3の規定に基づく(エ)若しくは(オ)の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令

(セ) 法第72条の4第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の運営を改善するための措置命令

(ソ) 法第72条の4第2項の規定に基づく薬局開設者に対する(テ)の条件に対する違反を是正するための措置命令

高知市

(タ) 法第73条の規定に基づく薬局開設者に対する薬局の管理者の変更命令

(チ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令

(ツ) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与

(テ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承認、(ウ)の許可並びに(キ)の承認への条件の付加等

(ト) 政令第2条の規定による薬局開設者からの総取扱方せん数の届出の受理

(ナ) 政令第44条の規定による薬局開設の許可証の交付

(ニ) 政令第45条第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付

(ヌ) 政令第46条第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付

(ネ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

(ノ) 政令第48条の規定による薬局開設の許可台帳への記載

(ハ) 省令第15条の4第2項の規定による薬局開設者からの郵便等販売の開始の届出の受理

(ヒ) 改正省令附則第4条第1項の規定による薬局開設者からの薬局の管理者の過当たり勤務時間数の届出の受理

(フ) 改正省令附則第4条第2項の規定による薬局開設者からの薬剤師及び登録販売者の過当たり勤務時間数の届出の受理

(ヘ) 改正省令附則第4条第3項の規定による薬局開設者からの(ヒ)及び(フ)の届出に係る過当たり勤務時間数の変更の届出の受理

(ホ) 改正省令附則第42条の規定による薬局開設者からの郵便等販売を行っていることの届出の受理

イ 薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に関する事務

(ア) 法第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可（省令第19条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(イ) 法第12条第2項の規定による(ア)の許可の更新

(ウ) 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可（省令第25条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(エ) 法第13条第3項の規定による(ウ)の許可の更新

(オ) 法第13条第5項の規定による(ウ)の許可及び(エ)

の許可の更新に伴う書面による調査又は実地の調査

(カ) 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認

(キ) 法第14条第8項の規定による(カ)の承認に伴う薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取

(ク) 法第14条第9項の規定による(カ)の承認事項の変更の承認

(ケ) 法第14条第9項において準用する同条第8項の規定による(ク)の承認に伴う薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取

(コ) 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認事項の軽微な変更の届出の受理

(サ) 法第14条の8第3項の規定による(カ)の承認を受けた者の地位を承継した者からの当該地位の承継の届出の受理

(シ) 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認に係る製造販売の届出の受理

(ス) 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(シ)の届出事項の変更の届出の受理

(セ) 法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の当該医薬品製造管理者が管理する製造所以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可

(ソ) 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの製造販売業の休廃止等の届出の受理（省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(タ) 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者からの製造所の休廃止等の届出の受理（省令第100条第3項において読み替えて準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(チ) 法第69条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する報告の徴収又は立入検査等

(ツ) 法第70条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する医薬品等の廃棄、回収等の措置命令

(テ) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対するその製造販売する医薬品の検査命

令

(ト) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令

(ナ) 法第72条の4第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する業務の運営を改善するための措置命令

(ニ) 法第72条の4第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ホ)の条件に対する違反を是正するための措置命令

(ヌ) 法第73条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する総括製造販売責任者又は医薬品製造管理者の変更命令

(ネ) 法第74条の2第1項の規定による(カ)又は(ク)の承認に係る薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取及び承認の取消し

(ノ) 法第74条の2第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認事項の変更命令

(ハ) 法第74条の2第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認の取消し又は承認事項の変更命令

(ヒ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ア)若しくは(ウ)の許可の取消し又は業務の停止命令

(フ) 法第76条の規定による(イ)又は(エ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与

(ヘ) 法第77条の4の3の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からのその製造販売した医薬品の回収の報告の受理

(ホ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)及び(ウ)の許可及び承認、(カ)及び(ク)の承認、(セ)の許可並びに(ソ)及び(タ)の承認への条件の付加等

(マ) 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付

(ミ) 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付

(ム) 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付

(メ) 政令第6条第4項又は第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理

(モ) 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳への記載

<p>(ヤ) 政令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付</p> <p>(ユ) 政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付</p> <p>(ヨ) 政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付</p> <p>(ラ) 政令第13条第4項又は第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理</p> <p>(リ) 政令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳への記載</p> <p>(ル) 政令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認台帳への記載</p> <p>ウ 医療機器の販売業又は賃貸業に関する事務</p> <p>(ア) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可（省令第160条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新</p> <p>(ウ) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（同項に規定する管理医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売業又は賃貸業の届出の受理</p> <p>(エ) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業者又は賃貸業者からの高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理（省令第174条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(オ) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業者又は賃貸業者からの管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理</p> <p>(カ) 法第69条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する報告の徴収又は立入検査等</p> <p>(キ) 法第70条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する医療機器の廃棄、回収等の措置命令</p> <p>(ク) 法第72条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令</p> <p>(ケ) 法第72条の4第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する業務の運営を改善するための措置命令</p> <p>(コ) 法第72条の4第2項の規定に基づく高度管理医療</p>		<p>機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(セ)の条件に対する違反を是正するための措置命令</p> <p>(サ) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する高度管理医療機器等営業管理者又は特定管理医療機器営業管理者等の変更命令</p> <p>(シ) 法第75条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令</p> <p>(ス) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(セ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承認並びに(エ)の承認への条件の付加等</p> <p>(ソ) 政令第44条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の交付</p> <p>(タ) 政令第45条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付</p> <p>(チ) 政令第46条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付</p> <p>(ツ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>(テ) 政令第48条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳への記載</p> <p>エ その他の事務</p> <p>法第77条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は賃貸業者等に対する指導及び助言</p>
	を「	<p>28 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 薬局に関する事務</p> <p>(ア) 法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可（省令第1条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(イ) 法第4条第2項の規定による(ア)の許可の更新</p> <p>(ウ) 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理</p> <p>高知市</p>

者の当該薬局以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可

(エ) 法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理

(オ) 法第8条の2第2項の規定による薬局開設者からの(エ)の報告事項の変更の報告の受理

(カ) 法第8条の2第4項の規定に基づく(エ)及び(オ)の報告の内容の確認のための官公署への情報の提供の求め

(キ) 法第10条の規定による薬局開設者からの薬局の休廃止等の届出の受理（省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(ク) 法第68条の10の規定に基づく薬局の管理者等に対する記録等の事務に関する指導及び助言

(ケ) 法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者に対する報告の徴収又は立入検査等

(コ) 法第70条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する医薬品の廃棄、回収等の措置命令

(サ) 法第72条第4項の規定に基づく薬局開設者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令

(シ) 法第72条の2第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の体制の整備命令

(ス) 法第72条の3の規定に基づく(エ)若しくは(オ)の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令

(セ) 法第72条の4第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の運営を改善するための措置命令

(ソ) 法第72条の4第2項の規定に基づく薬局開設者に対する(テ)の条件に対する違反を是正するための措置命令

(タ) 法第73条の規定に基づく薬局開設者に対する薬局の管理者の変更命令

(チ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令

(ツ) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与

(テ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承認、(ウ)の許可並びに(キ)の承認への条件の付加等

(ト) 政令第2条の規定による薬局開設者からの総取扱処方せん数の届出の受理

(ナ) 政令第44条の規定による薬局開設の許可証の交付

(ニ) 政令第45条第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付

(ヌ) 政令第46条第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付

(ネ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

(ノ) 政令第48条の規定による薬局開設の許可台帳への記載

(ハ) 省令第15条の4第2項の規定による薬局開設者からの郵便等販売の開始の届出の受理

(ヒ) 改正省令附則第4条第1項の規定による薬局開設者からの薬局の管理者の週当たり勤務時間数の届出の受理

(フ) 改正省令附則第4条第2項の規定による薬局開設者からの薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の届出の受理

(ヘ) 改正省令附則第4条第3項の規定による薬局開設者からの(ヒ)及び(フ)の届出に係る週当たり勤務時間数の変更の届出の受理

(ホ) 改正省令附則第42条の規定による薬局開設者からの郵便等販売を行っていることの届出の受理

イ 薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に関する事務

(ア) 法第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可（省令第19条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(イ) 法第12条第2項の規定による(ア)の許可の更新

(ウ) 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可（省令第25条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(エ) 法第13条第3項の規定による(ウ)の許可の更新

(オ) 法第13条第5項の規定による(ウ)の許可及び(エ)の許可の更新に伴う書面による調査又は実地の調査

(カ) 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認

(キ) 法第14条第8項の規定による(カ)の承認に伴う薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取

(ク) 法第14条第9項の規定による(カ)の承認事項の変更の承認

(ケ) 法第14条第9項において準用する同条第8項の規定による(ク)の承認に伴う薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取

(コ) 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認事項の軽微な変更の届出の受理

(サ) 法第14条の8第3項の規定による(カ)の承認を受

けた者の地位を承継した者からの当該地位の承継の届出の受理

(シ) 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認に係る製造販売の届出の受理

(ス) 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(シ)の届出事項の変更の届出の受理

(セ) 法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の当該医薬品製造管理者が管理する製造所以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可

(ソ) 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの製造販売業の休廃止等の届出の受理（省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(タ) 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者からの製造所の休廃止等の届出の受理（省令第100条第3項において読み替えて準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(チ) 法第69条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する報告の徴収又は立入検査等

(ツ) 法第70条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する医薬品等の廃棄、回収等の措置命令

(テ) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対するその製造販売する医薬品の検査命令

(ト) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令

(ナ) 法第72条の4第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する業務の運営を改善するための措置命令

(ニ) 法第72条の4第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ホ)の条件に対する違反を是正するための措置命令

(ヌ) 法第73条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する総括製造販売責任者又は医薬品製造管理者の変更命令

(ネ) 法第74条の2第1項の規定による(カ)又は(ク)の

承認に係る薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取及び承認の取消し

(ノ) 法第74条の2第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認事項の変更命令

(ハ) 法第74条の2第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認の取消し又は承認事項の変更命令

(ヒ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ア)若しくは(ウ)の許可の取消し又は業務の停止命令

(フ) 法第76条の規定による(イ)又は(エ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与

(ヘ) 法第77条の4の3の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からのその製造販売した医薬品の回収の報告の受理

(ホ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)及び(ウ)の許可及び承認、(カ)及び(ク)の承認、(セ)の許可並びに(ソ)及び(タ)の承認への条件の付加等

(マ) 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付

(ミ) 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付

(ム) 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付

(メ) 政令第6条第4項又は第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理

(モ) 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳への記載

(ヤ) 政令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付

(ユ) 政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付

(ヨ) 政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付

(ラ) 政令第13条第4項又は第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理

(リ) 政令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳への記載

(ル) 政令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認台帳への記載

ウ 医療機器の販売業又は賃貸業に関する事務

(ア) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又

	<p>は特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可（省令第160条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新</p> <p>(ウ) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（同項に規定する管理医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売業又は賃貸業の届出の受理</p> <p>(エ) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業者又は賃貸業者からの高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理（省令第174条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(オ) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業者又は賃貸業者からの管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理</p> <p>(カ) 法第69条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する報告の徴収又は立入検査等</p> <p>(キ) 法第70条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する医療機器の廃棄、回収等の措置命令</p> <p>(ク) 法第72条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令</p> <p>(ケ) 法第72条の4第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する業務の運営を改善するための措置命令</p> <p>(コ) 法第72条の4第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(セ)の条件に対する違反を是正するための措置命令</p> <p>(サ) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する高度管理医療機器等営業管理者又は特定管理医療機器営業管理者等の変更命令</p> <p>(シ) 法第75条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令</p> <p>(ス) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(セ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承</p>		<p>認並びに(エ)の承認への条件の付加等</p> <p>(ソ) 政令第44条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の交付</p> <p>(タ) 政令第45条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付</p> <p>(チ) 政令第46条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付</p> <p>(ツ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>(テ) 政令第48条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳への記載</p> <p>エ その他の事務</p> <p>法第77条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は賃貸業者等に対する指導及び助言</p>		
			<p>29 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「政令」という。）及び電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第45条第1項の規定に基づく電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p> <p>イ 法第46条第1項の規定に基づく電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査等</p> <p>ウ 法第46条の2第1項の規定に基づく電気用品の販売の事業を行う者に対する電気用品の提出命令</p> <p>エ 法第46条の2第2項の規定によるウの提出命令によって生じた損失の補償</p> <p>オ 政令第5条第2項の規定によるアからウまでに係る報告（省令第47条第2項の規定による報告を含む。）</p>	津野町、黒潮町	
			<p>30 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下この項において「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p> <p>イ 法第83条第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査等</p>	津野町、黒潮町	

ウ 法第83条の2第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出命令 エ 法第83条の2第2項の規定によるウの提出命令によって生じた損失の補償 オ 政令第13条第8項の規定によるアからウまでに係る報告(省令第142条第4項の規定による報告を含む。)	
31 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による届出の受理 イ 法第5条第1項の規定に基づく申出の受理 ウ 法第6条第1項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定並びにアの届出及びイの申出をした者に対する通知 エ 法第6条第3項の規定によるアの届出及びイの申出をした者に対する通知	東洋町、黒潮町

に改める。

(高知県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 高知県公衆浴場法施行条例(昭和25年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例の規定は、高知市の区域には適用しない。

第7条第2号中「開放できる」を「開放することができる」に改め、同条第6号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第12号中「定めるもののほか」を「掲げるもののほか」に改め、同号イ中「出入りできる」を「出入りすることができる」に改める。

第9条第2項中「第9号に定める」を「第9号に掲げる」に改め、同項第7号中「施錠できない」を「施錠することができない」に改め、同項第8号中「定めるもののほか」を「掲げるもののほか」に改め、同号ア中「開閉できる」を「開閉することができる」に改める。

第10条第1項ただし書中「に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2項第2号中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第12条の見出しを「(管理者の設置)」に改め、同条第2項中「これを変更(営業者以外の者から営業者への変更を含む。)したとき」を「管理者を変更したとき(営業者以外の者から営業者に変更したときを含む。)」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

別表中「、第19条」を削り、同表1の項(2)中「が行える」を「を行うことができる」に改め、同表1の項(6)中「が容易に行える」を「を容易に行うことができる」に改め、同表2の項(6)中「最大」を「、最大」に、「測定の」を「、測定の」に、「が使用できない」を「を使用することができない」に改め、同表2の項(7)中「原則として」を「、原則として」に改め、同表2の項(11)中「ただし、」を削り、「場合には」を「場合にあつては」に、「検査の」を「、検査の」に改める。

(高知県興行場法施行条例の一部改正)

第3条 高知県興行場法施行条例(昭和59年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨等)」に改め、同条中「の施行について」を「を施行するため、法及び興行場法施行規則(昭和23年厚生省令第29号)に定めるもののほか、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例の規定は、高知市の区域には適用しない。

第4条第1号中「が容易に行える」を「を容易に行うことができる」に改め、同条第2号中「こん虫等」を「昆虫等」に改め、同条第7号中「いす席」を「椅子席」に改め、同条第8号ウ中「男性用及び女性用便器」を「男性用便器及び女性用便器」に改め、同号エ中「供給できる」を「供給することができる」に改める。

第7条第1号ウ中「供給及び排出することができる」を「供給及び排出をすることができる」に改める。

第8条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

(高知県旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例の規定は、高知市の区域には適用しない。

第2条第1項第7号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同条第3項第4号中「収納できる」を「収納することができる」に改め、同項第5号中「長さ」を「その長さ」に改め、同条第4項第2号中「収納できる」を「収納することができる」に改める。

第6条第1項第2号ア中「まくら」を「枕」に改め、同号イ中「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ウ中「まくら」を「枕」に改め、同項第3号イ中「使用できるように」を「使用することができるように」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

別表中「、第14条」を削り、同表1の項(2)中「が行える」を「を行うことができる」に改め、同表1の項(6)中「が容易に行える」を「を容易に行うことができる」に改め、同表2の項(6)中「最大」を「、最大」に、「測定の」を「、測定の」に、「が使用できない」を「を使用することができない」に改め、同表2の項(7)中「原則として」を「、原則として」に改め、同表2の項(11)中「ただし、」を削り、「場合には」を「場合にあつては」に、「検査の」を「、検査の」に改める。

(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例の規定は、市の区域には適用しない。

第14条中「つく」を「付く」に改める。

第15条中「市町が」を「町が」に改め、同条の表中「市町」を「町」に、「安芸市、宿毛市、土佐清水市、安田町」を「安田町、津野町」に改める。

(高知県理容師法施行条例の一部改正)

第6条 高知県理容師法施行条例(平成12年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例の規定は、高知市の区域には適用しない。

第2条第4号中「まくら当て」を「枕当て」に改める。
 第4条第1号中「理容所確認証」を「前条の理容所確認証」に改める。
 第5条第4号中「理容いす」を「理容椅子」に改める。
 第6条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項中「常に」を「常に前項の」に改める。
 第12条を削り、第13条を第12条とする。
 （高知県美容師法施行条例の一部改正）

第7条 高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 この条例の規定は、高知市の区域には適用しない。
 第2条第4号中「まくら当て」を「枕当て」に改める。
 第4条第1号中「美容所確認証」を「前条の美容所確認証」に改める。
 第5条第4号中「セット用いす」を「セット用椅子」に、「作業用いす」を「作業用椅子」に改める。
 第6条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項中「常に」を「常に前項の」に改める。
 第12条を削り、第13条を第12条とする。
 （高知県クリーニング業法施行条例の一部改正）

第8条 高知県クリーニング業法施行条例（平成12年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 次条から第4条まで及び第11条第1項の規定は、高知市の区域には適用しない。
 第12条第1号中「省令」を「省令第3条」に改め、「及びクリーニング師の免許」を削り、同条第2号を次のように改める。
 （2） 省令第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定により知事に提出すべきクリーニング師の免許に係る書類の受理
 （高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則中
 「 第14条を第34条とする。 」
 を
 「 第14条を第35条とし、同条の前に次の1条を加える。
 （事務処理の特例）

第34条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及びこの条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、土佐町、津野町及び黒潮町が処理することとする。
 （1） 法第10条第1項及び第2条の規定による設立の認証の申請の受理
 （2） 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び公衆の縦覧
 （3） 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）及び第4条（第8条第2項及び第19条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく補正書の受理
 （4） 法第12条第1項及び第3項の規定による設立の認証等及び当該認証等に係

る通知
 （5） 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）並びに第5条及び第21条の規定による登記の届出の受理
 （6） 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく設立の認証の取消し
 （7） 法第17条の3の規定による仮理事の選任
 （8） 法第17条の4の規定による特別代理人の選任
 （9） 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理
 （10） 法第23条及び第7条の規定による役員の変更等の届出の受理
 （11） 法第25条第3項並びに同条第5項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認証等及び当該認証等に係る通知
 （12） 法第25条第4項並びに第26条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定による定款の変更の認証の申請の受理
 （13） 法第25条第6項及び第9条の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
 （14） 法第25条第7項及び第10条の規定による定款の変更の登記の届出の受理
 （15） 法第26条第3項の規定による定款の変更に係る事務の引継ぎ
 （16） 法第29条及び第12条の規定による事業報告書等の受理
 （17） 法第30条及び第13条第1項の規定による事業報告書等の公開
 （18） 法第31条第2項の規定による事業の成功の不能による解散の認定
 （19） 法第31条第3項及び第14条の規定による前号の解散の認定の申請の受理
 （20） 法第31条第4項及び第15条の規定による解散の届出の受理
 （21） 法第31条の8及び第16条の規定による清算人の就任の届出の受理
 （22） 法第32条第2項の規定に基づく残余財産の譲渡の認証（第17条の規定による当該認証の申請の受理を含む。）
 （23） 法第32条の2第3項の規定に基づく意見の陳述及び調査
 （24） 法第32条の2第4項の規定に基づく裁判所に対する意見の陳述
 （25） 法第32条の3及び第18条の規定による清算終了の届出の受理
 （26） 法第34条第3項並びに同条第5項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による合併の認証等及び当該認証等に係る通知
 （27） 法第34条第4項及び第19条の規定による合併の認証の申請の受理
 （28） 法第41条第1項の規定に基づく報告の徴収又は立入検査（同条第2項の規定による同条第1項の相当の理由を記載した書面の作成を含む。）
 （29） 法第42条の規定に基づく改善命令
 （30） 法第43条第1項又は第2項の規定に基づく設立の認証の取消し
 （31） 法第43条第4項の規定による聴聞の期日における審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付
 （32） 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく警視総監又は都道府県警察本部長からの意見聴取
 （33） 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく警視総監又は都道府県警察本部長からの意見の受理
 （34） 法第73条の規定に基づく協力依頼 」
 に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項中「高知県特定非営利活動促進法施行条例」を「高知県特定非営利活動促進法施行条例（次項において「新条例」という。）」に、「施行

の日」を「施行の日（以下「施行日」という。）」に、「同日前」を「施行日前」に改め、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 この条例の施行の際新条例第34条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）及びこの条例による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下この項において「法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同条に規定する町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び新条例の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（高知県立自然公園条例の一部改正）

第10条 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項の表を次のように改める。

事務	市町村
1 この条例の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付（特別地域内におけるものに限る。）	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、安田町、馬路村、大豊町、いの町、仁淀川町
2 この条例の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付（普通地域内におけるものに限る。）	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、奈半利町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、いの町、仁淀川町、越知町、四万十町、黒潮町

第45条第2項中「に掲げる事務は、宿毛市」を「の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

事務	市町
1 特別地域内における次に掲げる事務 (1) 第20条第4項及び第5項の規定による行為の許可等 (2) 第20条第6項から第8項までの規定による届出の受理 (3) 第21条の規定に基づく(1)の行為の許可への条件の付	土佐町、禰原町、津野町

加
(4) 第23条第1項の規定による行為の中止命令等
(5) 第23条第2項の規定による原状回復等及びこれに係る公告
(6) 第24条第1項の規定による行為の実施状況等についての報告徴収
(7) 第24条第2項の規定による立入検査等
(8) 前条（第2項を除く。）の規定による損失の補償
(9) この条例の規定（(1)から(8)までに掲げる規定を除く。）により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付

2 普通地域内における次に掲げる事務

(1) 第22条第1項の規定による行為の届出の受理
(2) 第22条第2項の規定による行為の禁止等
(3) 第22条第4項の規定に基づく行為の禁止等の処分までの期間の延長及びこれに係る通知
(4) 第22条第6項の規定に基づく行為の着手までの期間の短縮
(5) 第23条第1項の規定による行為の中止命令
(6) 第23条第2項の規定による原状回復等及びこれに係る公告
(7) 第24条第1項の規定による行為の実施状況等についての報告徴収
(8) 第24条第2項の規定による立入検査等
(9) 前条（第2項を除く。）の規定による損失の補償
(10) この条例の規定（(1)から(9)までに掲げる規定を除く。）により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付

宿毛市、田野町、土佐町、禰原町、津野町

（高知県都市計画法施行条例の一部改正）

第11条 高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第26条中「市町村」を「市町村（市にあっては、第1号に掲げる事務のうち法第53条第1項に係るものを除く。）」に改め、同条第1号中「第29条」を「第29条第1項及び第2項」に、「第35条の2第1項及び第3項」を「第35条の2第2項及び第3項」に改め、「第44条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条

例（以下「新条例」という。）第2条の表17の項の左欄に掲げる事務に係る自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表17の項の右欄に掲げる市町（宿毛市、田野町、土佐町、禰原町及び津野町に限る。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際新条例第2条の表22の項の左欄に掲げる事務に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表22の項の右欄に掲げる市町村（本山町及び土佐町を除く。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際新条例第2条の表29の項の左欄、30の項の左欄及び31の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においてはそれぞれ同表29の項の右欄、30の項の右欄及び31の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際第5条の規定による改正後の高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例第15条の表の左欄に掲げる事務に係る墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては津野町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、津野町長がした処分その他の行為又は津野町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際第10条の規定による改正後の高知県立自然公園条例第45条第2項の表の左欄に掲げる事務（同表1の項(9)及び2の項(10)に掲げる事務を除く。）に係る同条例若しくは高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

高知県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県統計調査条例等の一部を改正する条例

（高知県統計調査条例の一部改正）

第1条 高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法定代理人」を「法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」に改める。

（高知県屋外広告物条例の一部改正）

第2条 高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「歩道さく、車道さく」を「歩道柵、車道柵」に改める。

第18条中「確認できる」を「確認することができる」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第35条第1項第4号中「住所」を「住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名）」に改める。

第37条第1項中「、又は第35条第1項」を「又は第35条第1項」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「経過していない」を「経過しない」に改め、同項第5号中「前各号」を「前各号又は次号」に改め、同項第6号中「、その役員」を「その役員」に、「前各号」を「第1号から第4号まで」に改める。

（高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第3条 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第5条第1項中「、又は申請書」を「又は申請書」に改め、同項第5号中「前各号」を「前各号又は次号」に改める。

第9条第2項及び第13条第4項中「すべての」を「全ての」に改める。

第19条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険調整交付金条例（平成17年高知県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「、調整対象基準額」を「調整対象基準額」に改め、附則第9項中「」の納付」を「」の納付」と、「国民健康保険法」とあるのは「国民健康保険法附則第22条の規定により読み替えられた同法」に改め、附則第10項中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、附則第14項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とし、附則第11項中「附則第22条の規定により読み替えられた同法」を削り、同項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

11 平成25年度及び平成26年度において、退職被保険者等所属市町村を除く市町村につい

て、第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。

附則に次の3項を加える。

16 平成24年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第9項の規定により読み替えられた、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、附則第12項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第5項において準用する同条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

17 平成25年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」と、「国民健康保険法」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）附則第9条第6項の規定により読み替えられた国民健康保険法」と、「後期高齢者支援金の額」とあるのは「後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金（同号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。））」とする。

18 平成26年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第6項」とあるのは、「附則第9条第7項において準用する同条第6項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号及び第5号中「制御できる」を「制御することができる」に改める。

第10条第2号中「使用できるよう」を「使用することができるよう」に改める。

第25条中「飼養できる」を「飼養することができる」に改める。

第31条の見出し中「手数料等」を「手数料」に改め、同条第1項の表中

7 省令第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付又は省令第18条第4項において準用する省令第15条第6項の規定に基づく変更許可証の再交付を受けようとする者	特定動物飼養許可証再交付手数料	2,000円
--	-----------------	--------

を「

7 省令第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付又は省令第18条第4項において準用する省令第15条第6項の規定に基づく変更許可証の再交付を受けようとする者	特定動物飼養許可証再交付手数料	2,000円
8 第22条第1項又は第23条の規定により收容された犬又は猫の返還を受けようとする者	犬猫返還手数料	犬1頭又は猫1匹につき3,090円に当該犬又は猫が飼養された期間に1日当たり670円を乗じて得た額を加算した額

に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項第2号の收容された犬又は猫の飼養に係る費用」を「前項の表8の項の手数料」に、「收容された期間」を「飼養された期間」に、「当該費用」を「当該手数料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「申請書」を「申請書又は依頼書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「又は第2項の費用」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「又は第2項の費用」を削り、同項を同条第6項とする。

第2条 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第34条」を「一第35条」に改める。

第31条第1項の表中

「

8 第22条第1項又は第23条の規定により收容された犬又は猫の返還を受けようとする者	犬猫返還手数料	犬1頭又は猫1匹につき3,090円に当該犬又は猫が飼養された期間に1日当たり670円を乗じて得た額を
--	---------	--

を「

		加算した額
8 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを受けようとする者	犬猫引取り手数料	犬1頭又は猫1匹につき2,000円(生後90日以内の犬又は猫にあっては、犬1頭又は猫1匹につき400円)
9 第22条第1項又は第23条の規定により収容された犬又は猫の返還を受けようとする者	犬猫返還手数料	犬1頭又は猫1匹につき3,090円に当該犬又は猫が飼養された期間に1日当たり670円を乗じて得た額を加算した額

に改め、同条第2項中「前項の表8の項」を「前項の表9の項」に改める。

本則に次の1条を加える。

(過料)

第35条 詐欺その他不正の行為により、第31条第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成24年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の高知県動物の愛護及び管理に関する条例の規定は、平成24年4月1日以後に納付すべき手数料について適用し、同日前に納付すべき費用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「、職業能力開発校等」を削り、同条第2号及び第3号中「知事」を「規則で」に改める。

第3条第1項中「に掲げる」を「に掲げる全ての」に改め、同項第1号中「であって、」を「であって、当該養成施設等を」に改め、同項第2号中「おう盛で、」を「旺盛で」に改め、同項第4号中「必要と認める」を「別に定める」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「、前項各号に掲げる全ての」に、「選考のうえ」を「選考の上」に改める。

第4条第1項中「月額36,000円とし、」を「、月額5万円とし、修学資金を」に、「当該養成施設等」を「、当該養成施設等」に、「修業期間内」を「修業期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、修学資金の貸与を受けようとする者から申出があったときは、規則で定めるところにより、当該月額に次に掲げる額を加算することができる。

(1) 入学準備金 20万円

(2) 就職準備金 20万円

第7条第1項中「該当する場合には」を「該当するときは」に改め、同項第1号中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項各号に掲げる」に改め、同項第2号中「学業」を「学業の成績」に改める。

第8条中「被貸与者が」を「被貸与者は」に、「できないときは」を「できないときは、規則で定めるところにより」に、「翌月から」を「翌月から修学資金の」に、「に相当する期間内」を「(修学資金の貸与を一時停止した期間を除く。)の2倍に相当する期間(第4条第1項ただし書の規定に基づく加算を受けた被貸与者にあつては、当該期間に同項第1号の入学準備金及び同項第2号の就職準備金のそれぞれについて8月を加えて得た期間)内」に改め、同条第1号中「、修学資金」を「修学資金」に改め、同条第2号中「卒業後、」を「卒業した日から」に改め、同項第3号中「意志」を「意思」に改める。

第9条第1項中「第7条の規定により修学資金の貸与を取り消された後も引き続き当該養成施設等に在学しているときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより」に、「猶予する」を「猶予するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第7条の規定に基づき修学資金の貸与を取り消された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。

(2) 当該養成施設等を卒業後引き続き他の養成施設等に在学しているとき。

第9条第2項中「該当する場合には」を「該当するときは、規則で定めるところにより」に改め、同項第2号中「事由がある」を「事由があると認めた」に改める。

第10条第1項中「該当する場合には」を「該当するときは、規則で定めるところにより」に、「免除する」を「免除するものとする」に改め、同項第1号中「、引き続き当該業務」を「、引き続き福祉の業務」に、「7年」を「5年」に改め、同号ただし書中「ただし、」を「ただし、県内の」に、「引き続き当該業務」を「引き続き福祉の業務」に、「が当該業務」を「が県内において福祉の業務」に、「同条第2項の公示の日に」を「同条第2項の規定による公示の日に県内の」に、「の当該業務」を「の当該福祉の業務」に、「については、」を「については、県内の」に、「同項の」を「同項の規定による」に改め、同項第3号中「当該養成施設等に」を「当該養成施設等の」に改め、同条第2項中「当該業務」を「福祉の業務」に、「達しなかったときは」を「達しなかったときは、規則で定めるところにより」に改め、同条第3項中「その全部」を「規則で定めるところにより、修学資金の全部」に改める。

第11条の見出しを「（延滞利子）」に改め、同条第1項中「正当な理由なく」を「正当な理由がなく」に、「返還すべき額につき」を「当該返還すべき修学資金の額に対して」に、「で計算した延滞利息」を「を乗じて得た額に相当する延滞利子」に改め、同条第2項中「延滞利息」を「規定により延滞利子」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を決定する者の修学資金の貸与及び返還について適用し、同日前に修学資金の貸与を決定した者の修学資金の返還については、なお従前の例による。



高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万分の4」を「10万分の37」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成23年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,000円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援及び同条第6項に規定する障害児

相談支援に係る業務

第2条第2号を削り、同条第3号中「に規定する児童デイサービス及び同条第9項」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第1項」を「第98条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「同条第2項及び法第104条」を「法第98条第2項及び第104条（これらの規定を児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。））」に、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）」を「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 不服審査会は、法第98条第1項の障害者介護給付費等不服審査会としての業務のほか、児童福祉法施行令第44条の3の規定により読み替えられる障害児通所給付費等不服審査会としての業務を行うものとする。

第2条中「介護給付費等」を「介護給付費等若しくは地域相談支援給付費等に係る処分又は障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費」に、「第97条第1項」を「第97条第1項又は児童福祉法第56条の5の5第1項」に、「当該処分」を「これらの処分」に改め、同条第2号中「に掲げる」を「に掲げる介護給付費等の」に改め、同号イ中「第22条第4項」を「第22条第7項」に改め、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 次に掲げる地域相談支援給付費等の相談支援給付決定に係る処分
 - ア 法第51条の7第1項の規定による給付要否決定
 - イ 法第51条の7第7項の規定による地域相談支援給付量の決定
 - ウ 法第51条の9第2項の規定に基づく地域相談支援給付決定の変更の決定
 - エ 法第51条の10第1項の規定に基づく地域相談支援給付決定の取消し

- (4) 次に掲げる障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る処分
 - ア 児童福祉法第21条の5の7第1項の規定による通所支給要否決定
 - イ 児童福祉法第21条の5の7第7項の規定による支給量の決定
 - ウ 児童福祉法第21条の5の8第2項の規定に基づく通所給付決定の変更の決定
 - エ 児童福祉法第21条の5の9第1項の規定に基づく通所給付決定の取消し

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の

一部を次のように改正する。

第1条第2項第13号中「第103条第1項」を「第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。））」に改める。

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

高知県消費者行政活性化基金条例（平成21年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

高知県高校生修学支援基金条例（平成21年高知県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（普通課程の介護福祉士養成科の設定）

5 当分の間、第1条第3項の表高知県立高知高等技術学校の項中

第二種自動車系 自動車整備科	1学年につき 20人	2年
-------------------	---------------	----

とあるのは、

第二種自動車系 自動車整備科	1学年につき 20人	2年
介護福祉士養成 科	知事がその都 度定める。	2年

とする。

6 前項の規定により高知県立高知高等技術学校において行う普通課程の介護福祉士養成科に入校しようとする者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例

高知県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成21年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成24年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第33条から第35条までを次のように改める。

第33条から第35条まで 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県家畜保健衛生所条例及び高知県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県家畜保健衛生所条例及び高知県収入証紙条例の一部を改正する条例

（高知県家畜保健衛生所条例の一部改正）

第1条 高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改

正する。

第2条第3項中「知事が」を「規則で」に改める。

第3条中「の事項をつかさどる」を「に掲げる事務を行う」に改め、同条第9号中「必要なること」を「必要であること」に改める。

第4条第2項中「場合には、その旨」を「規定に基づき権限を行使するときは、その旨を」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条の見出しを「（機器の利用の許可）」に改め、同条中「及び検査に関する施設」を「又は検査のための機器」に改める。

第6条の見出し中「手数料」を「手数料の納付」に改め、同条中「又は診療」を「、家畜保健衛生所の職員による診療（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づくものを除く。）」に、「管理者」を「管理者又は家畜保健衛生所から家畜に関する証明書の交付を受けた者」に、「に定める」を「に定める額の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査等を受けた家畜の所有者又は管理者は、別表第3に定める額の手数料を納付しなければならない。

第7条の見出しを「（使用料及び手数料の減免）」に改める。

第8条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

本則に次の1条を加える。

（過料）

第9条 詐欺その他不正の行為により、第6条の使用料又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

- 1 機器使用料
機器1件1日につき10円
- 2 家畜共済診療手数料

手数料の名称	金額
家畜診察料	昭和30年10月農林省告示第778号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の1の家畜共済診療点数表による点数（A種の点数を除く。）を準用することとし、当該点数に1点につき10円を乗じて得た額とする。ただし、当該家畜共済診療点数表に定めがない医薬品については、当該医薬品の購入価格を当該家畜共済診療点数表における薬価とみなすものとする。
家畜薬治料	
家畜文書料	
家畜検査料	
家畜注射料	
家畜処置料	
家畜指導料	
家畜手術料	
家畜入院料	

- 3 家畜証明書交付手数料
証明書1通につき420円

別表に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

事務の内容	手数料の名称	金額
<p>1 家畜伝染病予防法第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</p> <p>ア 牛に係るもの（スクリーニング法又はエライザ法によるヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症検査を除く。）</p> <p>イ 牛に係るもの（スクリーニング法又はエライザ法によるヨーネ病検査に限る。）</p> <p>ウ めん羊又は豚に係るもの</p> <p>エ 馬に係るもの</p> <p>オ 鶏又はあひるに係るもの</p> <p>カ 蜜蜂に係るもの</p>	家畜検査手数料	<p>1 件につき150円</p> <p>1 件につき650円</p> <p>1 件につき150円</p> <p>1 件につき1,200円</p> <p>1 件につき10円</p> <p>1 蜂群 1 件につき30円</p>
2 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射又は薬浴	家畜注射薬浴手数料	1 件につき1,100円
3 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1 件につき670円
4 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定に基づく検査及び同法第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	家畜検査等証明書交付手数料	1 通につき200円

（高知県収入証紙条例の一部改正）

第2条 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める使用料及び手数料については、証紙による収入の方法又は納入通知書により徴収することができる。

第4条中「の規定」を「の規定による証紙による収入の方法」に改める。

第6条第1項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定により」に改める。

第7条中「汚染若しくは損傷した」を「汚染し、若しくは損傷した」に改める。

別表中

2 家畜検査手数料	高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第38条
3 家畜投薬手数料	
4の1 家畜注射又は家畜薬浴の 手数料	
4の2 家畜検査証明書、家畜 注射証明書、家畜薬浴 証明書又は家畜投薬証 明書の交付手数料	

を

2から4まで 削除	
-----------	--

に、

13から21まで 削除	高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）第6条
22 家畜診察料	
23の1 家畜薬治料	
23の2 家畜文書料	
24 家畜検査料	
25 家畜注射料	
26 家畜処置料	
27 家畜手術料	

28 家畜入院料	
29の1 港湾施設の占用料及び 使用料	高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第6条第1項
29の2 港湾区域内及び港湾隣 接地域内の占用料及び 土砂採取料	高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）第12条第1項

を

13 機器使用料	高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）第6条
14 家畜診察料	
15 家畜薬治料	
16 家畜文書料	
17 家畜検査料	
18 家畜注射料	
19 家畜処置料	
20 家畜指導料	
21 家畜手術料	
22 家畜入院料	
23 家畜証明書交付手数料	
24 家畜検査手数料	
25 家畜注射薬浴手数料	
26 家畜投薬手数料	
27 家畜検査等証明書交付手 数料	
28 港湾施設の占用料及び使用 料	高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第6条第1項

29 港湾区域内及び港湾隣接地域内の占用料及び土砂採取料	高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）第12条第1項
------------------------------	---

に改め、同表31の項中「特定公園施設利用料」を「高知県立都市公園の使用料、占用料及び特定公園施設の利用料」に、「第20条第1項」を「第18条第1項又は第20条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の高知県収入証紙条例別表31の項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間に限り、高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第18条第1項の使用料及び占用料については、同表31の項の規定によるほか、証紙による収入の方法により徴収することができる。

（高知県証明事務手数料徴収条例の一部改正）

- 4 高知県証明事務手数料徴収条例（昭和31年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

牛馬その他の家畜に関する証明	420円
----------------	------

を削る。

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

- 5 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第38条を次のように改める。

第38条 削除

~~~~~  
高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第25号**

**高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例**

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第5の4の(4)のイを次のように改める。

イ パークゴルフ場（林間コースに限る。）

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	125円	5,000円
その他の者	250円	5,000円

別表第5の5の(9)のイを次のように改める。

イ パークゴルフ場

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	250円	1万円
その他の者	500円	1万円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第27号**

**高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第59条」を「第59条第1項から第4項まで」に、「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に、「に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）」を「第29条の規定に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の2の規定」に改める。

第6条中「法第23条に規定する老人等（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、」を削り、「第3号及び第4号」に掲げるを「、第1

号を除く。)に掲げる全ての」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア その者が次に掲げる場合のいずれかである場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が次のいずれかに該当する場合

- a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である者

(イ) その者が60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の全てが60歳以上又は18歳未満である場合

(ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第2号イ中「政令第6条第5項第2号に定める金額」を「214,000円(当該災害の発生の日から3年を経過した後にあっては、158,000円)」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に定める金額」を「158,000円(地域の住宅事情その他の事情を勘案して知事が特に必要があると認める場合にあっては、知事が定める額)」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「明らかなる者」を「明らかで」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「同居しようとする者」を「同居しようとする親族」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条第1項中「したときは」を「した場合においては」に、「前条第1号から第3号まで」を「前条第1号及び第2号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改め、「(老人等にあっては、同条第2号から第4号まで)」及び「、なお」を削る。

第9条第2項中「住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に」を「公開抽選により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 知事は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、速やかに県営住宅に入居することを必要としていると認めるものについては、前項の公開抽選において、別に定める優遇措置を講ずることができる。

- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫である者
- (2) 60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者
- (3) その者又はその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が60歳以上であり、かつ、当該配偶者以外に現に同居し、又は同居しようとする親族がない者
- (4) 60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の全てが60歳以上又は18歳未満である者
- (5) 18歳未満の子が3人以上ある者
- (6) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者が

ある者

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(8) その世帯に次のいずれかに該当する者がいる者

- ア 障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である者
- カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等である者

(9) 前各号に掲げる者に準ずる者として知事が別に定める者

第9条第4項中「第2項の住宅に困窮する度合いの判定の基準は、知事が」を「知事は、入居の決定に係る重要事項について、」に、「高知県営住宅入居者選考委員会」を「高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会」に、「聴いて定めるものとする」を「聴くものとする」に改め、同条第5項を削る。

第9条の2第1項中「第6条第4号」を「第6条第3号」に改める。

第10条の見出しを「(高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会)」に改め、同条第1項中「県営住宅の」を「県営住宅の入居者の選考基準その他」に、「高知県営住宅入居者選考委員会」を「高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会」に改める。

第11条第1項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第29条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1号」に改める。

第56条ただし書中「心身障害者」を「障害者」に、「必要であると」を「必要があると」に、「優先的に」を「、優先的に」に改める。

第62条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第6号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第74条の表中「第9条第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第9条」に改める。

第77条中「第28条(」を「第28条(これらの規定を)」に、「第6条第4号、第27条ただし書若しくは」を「第6条第3号、第27条ただし書(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。))」に改める。

第78条中「第6条第4号」を「第6条第3号」に改める。

第80条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附則第2項から第12項まで並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第10条第1項の高知県営住宅入居者選考委員会（以下この項において「従前の高知県営住宅入居者選考委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第10条第3項の規定により高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会の委員の任期は、新条例第10条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県営住宅入居者選考委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第28号**

**高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例**

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。別表第1の1の表中「157」を「140」に、「123」を「110」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、現にこの条例による改正前の高知県港湾施設管理条例第5条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る占用料については、この条例による改正後の高知県港湾施設管理条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第29号**

**高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例**

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。本則の表中「、児童手当及び子ども手当」を「及び法律に基づく給与に含まれない手当」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第30号**

**高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道条例の一部を改正する条例**

（高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表を次のように改める。

| 名称      | 位置  | 給水能力（1日当たり）  | 給水区域   |
|---------|-----|--------------|--------|
| 鏡川工業用水道 | 高知市 | 55,800立方メートル | 高知市の区域 |
| 香南工業用水道 | 香南市 | 936立方メートル    | 香南市の区域 |

（高知県工業用水道条例の一部改正）

**第2条** 高知県工業用水道条例（昭和41年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第6条第2項」を「第6条第2項において準用する第5条第2項」に改める。

第5条第1項中「1日当たりの使用水量」を「1日当たりの使用水量（時間最大使用水量に24を乗じて得た水量をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「（時間最大使用水量に24を乗じて得た水量）」を削る。

第6条第1項中「こえて」を「超えて」に、「くだらない」を「下らない」に改める。

第7条第1項中「以下」を「第10条において」に、「が行なう」を「が行う」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改める。

第9条第2項中「にあたって」を「に当たって」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条第3項中「責」を「責め」に改める。

第13条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第14条第1項中「同表の中欄」を「同表の右欄」に、「料率とし」を「料率として」に、「同表の右欄に掲げる」を「次条第1項及び第2項並びに第16条の」に改め、同項の表を次のように改める。

| 料金の区分 | 1立方メートル当たりの料率 |         |
|-------|---------------|---------|
|       | 鏡川工業用水道       | 香南工業用水道 |
| 基本料金  | 16円           | 28円     |
| 特定料金  | 16円           | 28円     |
| 超過料金  | 32円           | 56円     |

第18条第1号中「1立方メートル当たり8円の割合で計算した」を「第14条第1項の

表に定める基本料金の1立方メートル当たりの料率の100分の50に相当する額を乗じて得た」に改め、同条第2号中「1立方メートル当たり16円の割合で計算した」を「第14条第1項の表に定める基本料金の1立方メートル当たりの料率に相当する額を乗じて得た」に改め、同条第3号中「、管理者」を「管理者」に、「1立方メートル当たり3円20銭の割合で計算した」を「第14条第1項の表に定める基本料金の1立方メートル当たりの料率の100分の20に相当する額を乗じて得た」に改め、同条第4号中「、火災」を「火災」に、「1立方メートル当たり32円で計算した」を「第14条第1項の表に定める超過料金の1立方メートル当たりの料率に相当する額を乗じて得た」に改める。

第19条の見出し中「徴収等」を「徴収」に改め、同条第2項及び第3項中「、又は」を「又は」に改める。

第20条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第26条中「について」を「に関し」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。



公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第31号

##### 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条」を「、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3」に改める。

第15条第1項中「へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号。次条第1項において「省令」という。）で定める基準により」を削り、「同規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第5項中「第1項の」を「第1項の規定により」に、「規定するへき地学校等の指定の日」を「指定するへき地学校等又はへき地学校に準ずる学校等の当該指定の日」に改める。

第15条の2第1項中「省令で定める基準により」を削り、「以下「へき地等学校等」を「以下この条において「へき地等学校等」に、「以下「異動等」を「以下この条において「異動等」に改め、同条第4項中「教育委員会規則で規定する」を「規定により教育委員会規則で指定する」に、「指定の日」を「当該指定の日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第32号

##### 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改める。

第3条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条中「第3条第1項第4号及び第2項第3号」を「第3条第1項」に、「認定の基準は、別表のとおり」を「要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合すること」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

第5条第1項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第6条」に、「同項」を「同条」に改める。

別表の3の(1)中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同表の7の(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同表の7中

「(8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。」

を

「(8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。」

(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第20条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。同項において「旧法」という。）第4条第1項の規定により認定の申請をした者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧法第3条第1項若しくは第2項の認定を受け、又は同条第3項の規定による公示がされている認定こども園（前項の規定によりなお従前の例により施行日以後に認定を受ける認定こども園を含む。）は、施行日（当該施行日以後に認定を受ける認定こども園にあっては、当該認定を受ける日）においてこの条例による改正後の高知県認定こども園条例第3条に規定する要件に適合しているものとみなす。



高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第33号

##### 高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

高知県立図書館協議会条例（昭和25年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定により、」を「この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1

項の規定に基づき」に、「置く」を「設置するとともに、同法第16条の規定により協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。  
(任命)

**第2条** 図書館法第15条の規定により、協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、高知県教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
  - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (3) 学識経験を有する者
- (組織)

**第3条** 協議会は、委員5人で組織する。

第4条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「定めるもののほか、」を「定めるもののほか、協議会の運営に関し」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。  
(任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解任することができる。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第34号**

**警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

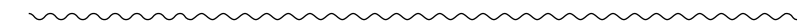
附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)

- 14 当分の間、職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域で人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業に従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額の特殊勤務手当を支給する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、平成23年12月7日から適用する。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第35号**

**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「435人」を「436人」に、「450人」を「453人」に、「465人」を「468人」に、「1,578人」を「1,585人」に、「1,892人」を「1,899人」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第36号**

**高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「にあつては、第1項の表13の項」を「にあつては、第3項の表13の項」に、「は、第1項の表13の項」を「は、第3項の表13の項」に、「それぞれ第1項の表13の項」を「それぞれ第3項の表13の項」に改め、同項の表1の項中「4,450円」を「4,150円」に、「4,100円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,800円」を「4,450円」に改め、同表2の項中

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る<br>教習指導員審査 | 1,300円 |
|--------------------------------|--------|

を

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る<br>教習指導員審査 | 1,450円 |
|--------------------------------|--------|

に、「1,350円」を「1,400円」に、

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,300円 |
|---------------------|--------|

を

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,500円 |
|---------------------|--------|

に、「2,000円」を「1,900円」に改め、同表3の項を次のように改める。

|                 |                                |        |
|-----------------|--------------------------------|--------|
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る<br>教習指導員審査 | 1,350円 |
|-----------------|--------------------------------|--------|



|                     |        |
|---------------------|--------|
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査   | 1,300円 |
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,150円 |

第16条第4項の表4の項及び5の項中

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,250円 |
|-------------------|--------|

を

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,200円 |
|-------------------|--------|

に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,350円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考1中「第1項の表13の項」を「第3項の表13の項」に、「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表備考2中「第1項の表13の項」を「第3項の表13の項」に、「150円」を「100円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「にあっては、第1項の表11の項」を「にあっては、第3項の表11の項」に、「は、第1項の表11の項」を「は、第3項の表11の項」に、「それぞれ第1項の表11の項」を「それぞれ第3項の表11の項」に改め、同項の表1の項中「3,950円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,600円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「7,050円」を「7,000円」に、「6,750円」を「6,400円」に、「2,250円」を「2,200円」に、「7,950円」を「7,800円」に改め、同表3の項及び4の項中「2,150円」を「2,100円」に、「1,900円」を「1,850円」に改め、同表5の項中「2,200円」を「2,250円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,050円」を「2,250円」に改め、同表6の項中「2,200円」を「1,850円」に、

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 普通自動車免許に係る技能検定員審査   | 2,000円 |
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,000円 |

を

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 普通自動車免許に係る技能検定員審査   | 1,950円 |
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,450円 |

に、「3,200円」を「3,150円」に改め、同表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考1中「第1項の表11の項」を「第3項の表11の項」に、「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表備考2中「第1項の表11の項」を「第3項の表11の項」に、「300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円」を「350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に、「運転免許等に係る」を「運転免許等に係る交付

（再交付を含む。以下この項において同じ。）、」に、「それぞれ」を「それぞれ交付、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の表中

|                  |        |     |     |
|------------------|--------|-----|-----|
| 手数料を納付しなければならない者 | 手数料の名称 | 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|-----|-----|

を

|                  |        |    |    |
|------------------|--------|----|----|
| 手数料を納付しなければならない者 | 手数料の名称 | 区分 | 金額 |
|------------------|--------|----|----|

に改め、同表1の項を次のように改める。

|                                 |              |                                       |                                       |                                                                       |
|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者 | 運転免許試験手数料    | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験                 | 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,600円                                                                |
|                                 |              |                                       | 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合      | 1,900円                                                                |
|                                 |              |                                       | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合               | 4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円） |
|                                 | 普通自動車免許に係る試験 | 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,800円                                |                                                                       |
|                                 |              | 法第97条の2第1項第3号                         | 1,900円                                |                                                                       |



円を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表6の項中「2,550円」を「2,500円」に改め、同表7の項中「600円」を「550円」に改め、同表9の項中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同表11の項中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「第3項」を「第5項」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同表13の項中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「第4項」を「第6項」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同表14の項中「2,650円」を「2,400円」に改め、同表15の項中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「（大型二輪車講習）」を「（大型自動二輪車講習）」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 法第92条の2<br>第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 | 700円   |
| 法第92条の2<br>第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 | 1,050円 |

を「

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 法第92条の2<br>第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 | 600円 |
| 法第92条の2<br>第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 | 950円 |

に、「1,700円」を「1,500円」に改め、「（昭和35年政令第270号）」を削り、「、1,050円」を「、950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改

め、同表中16の項を削り、17の項を16の項とし、18の項を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき再交付の申請があった運転経歴証明書の再交付を含む。）を受けようとする者は、1,000円の運転経歴証明書交付手数料を県に納付しなければならない。

2 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の表に定める額の手数料を県に納付しなければならない。

| 手数料の名称       | 区分                                                                                                                                                                      | 金額                                                                                        |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定任意講習手数料    |                                                                                                                                                                         | 1,500円                                                                                    |
| チャレンジ講習手数料   |                                                                                                                                                                         | 2,750円                                                                                    |
| 特定任意高齢者講習手数料 | 特定任意高齢者講習（簡易）（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）別記様式第1号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けており、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車又は原動機付自転車の運転に著しい影響を及ぼしていないと公安委員会が認める者に対して行う講習をいう。）                 | 1,400円                                                                                    |
|              | 特定任意高齢者講習（通常）（特定任意高齢者講習（簡易）以外の特定任意高齢者講習（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車又は原動機付自転車の運転に著しい影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第2号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものをいう。）をいう。） | 5,800円（特定任意高齢者講習（通常）が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円） |

第17条第1項中「前条第1項」を「前条第3項」に改める。  
第22条中「第16条第2項」を「第16条第1項から第3項まで」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第37号**

**高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例**

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年高知県条例第38号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。